

亀山市告示第140号

亀山市固定資産税等返還金支払要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市固定資産税等返還金支払要綱の一部を改正する告示

亀山市固定資産税等返還金支払要綱（平成17年亀山市告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、土地及び家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税（以下「固定資産税等」という。）について、過誤納金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき還付すべきものを除く。以下同じ。）及びこれに係る利息相当額が生じた場合に、固定資産税等返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補てんし、税務行政に対する信頼の確保とその円滑な運営に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、土地及び家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）について、過誤納金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき還付すべきものを除く。以下同じ。）及びこれに係る利息相当額が生じた場合に、固定資産税等返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補てんし、税務行政に対する信頼の確保とその円滑な運営に資することを目的とする。</p>

する。

(返還金の額)

第3条 [略]

2 前項第1号の過誤納金は、原則として支出を決定する日の属する年度から起算し、地方税法による還付金も含め課税台帳、収納簿等の保存年限（10年）の範囲内とする。ただし、この期間を超えるものであっても当該額が確認できる場合に限り、20年を限度としてその金額を算定の対象とする。

3 第1項第2号の利息相当額は、過誤納金の対象となった徴収金の納付があった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの日数に応じ、当該過誤納金に過誤納金の対象となった徴収金の納付があった日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合を乗じて得た額とする。

[4 略]

(返還金の額)

第3条 [略]

2 前項第1号の過誤納金は、原則として支出を決定する日の属する年度から起算し、地方税法による還付金も含め固定資産税課税台帳、収納簿等の保存年限（10年）の範囲内とする。ただし、この期間を超えるものであっても当該額が確認できる場合に限り、20年を限度としてその金額を算定の対象とする。

3 第1項第2号の利息相当額は、過誤納金の対象となった徴収金の納付があった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの日数に応じ、当該過誤納金に年5パーセントの割合を乗じて得た額とする。

[4 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の亀山市固定資産税等返還金支払要綱の規定は、同日以後に支出を決定した返還金について適用する。